九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

朝鮮総督府済生院に関する一考察: 盲唖部を中心に

金, 龍燮 九州大学大学院人間環境学研究科国際教育環境学講座: 大学院生: 比較教育文化論

https://doi.org/10.15017/958

出版情報:大学院教育学研究紀要. 1, pp. 229-242, 1999-03-31. 九州大学大学院人間環境学研究科発 達・社会システム専攻教育学コースバージョン:

権利関係:

---- 盲唖部を中心に ----

金 龍 燮

1. はじめに

日本は、植民地政策の一環として「慈善・慈恵主義」を掲げて、朝鮮での「社会事業」を展開した。 その「社会事業」の一つが、朝鮮総督府によって設立された済生院である。当時、朝鮮総督府済生院 盲唖部は、朝鮮における唯一の官立障害児(者)施設であったが、1945年に日本の植民地支配が終わる まで正規学校になることはなかった。

戦前,植民本国である日本「内地」で行なわれた障害児(者)教育と植民地である日本「外地」で行なわれた障害児(者)教育とは、量・質ともに大きな格差があった。また、同じ「外地」であった朝鮮及び台湾、「満州」の間でも格差があった。しかし、日本における戦前の障害児(者)に関する研究の状況についてみると、日本「内地」のものは多くみられるが、日本「外地」のものは非常に少ない。

そこで本稿では、韓国の盲唖教育の成立過程において重要な意味をもつ朝鮮総督府済生院盲唖部の設立過程と展開や位置付け、教育状況などを通し、日本「外地」の一つであった朝鮮の盲唖教育の実状について論じることにする。それは戦前日本のもう一つの教育(特殊教育)や「社会事業」の側面を知ることにもなる。

2. 朝鮮総督府済生院盲唖部の設立過程と展開

当初済生院は、「韓国併合」(1)の際下賜された臨時恩賜金の中の50万円と朝鮮総督府交付金113,159円を基金とし、「済生院規程」(2)(1911年6月 府令第77号)の発布によって設立された財団法人であった。同規程によれば、同院に対する監督権限は朝鮮総督にあり、設立目的は孤児の養育、盲唖者の教育及び瘋癲の救療を行なうことである(第1条)。そして、同院は、1906年3月李芯和によって設立されていた私立京城孤児院を閉院し、そこで養育中の孤児90余人を収容すると同時に養育部を設け、1912年4月より京城府西大門外旧崇義廟跡において事業を開始した。1912年3月には「朝鮮総督府済生院官制」(3)(勅令第43号)を制定して済生院に医療部を併設した。同時に、同年同月「朝鮮総督府医院及済生院特別会計法」(法律第6号)の公布により、済生院の事業は朝鮮総督府済生院に引き継がれ、従来の済生院は、単に臨時恩賜金などを管理する財団法人になってしまった。よって、財団法人済生院は、同年度末にすべての財産を「朝鮮総督府医院及済生院特別会計」に寄付する形でその組織を解

散した。1913年4月,「朝鮮総督府済生院規則」(*)(府令第41号)が発布され、従来の養育部の外に新たに盲唖部を設けることになった(第1条)。そして、医療部の事業を総督府医院に移管した。かくして盲唖部は、京城府西大門外養育部跡の建物において事業を開始し、大塚米藏が初代盲唖部長に命じられた。

一方,1945年の解放後には、国立盲唖学校と改称(1945年10月)され、6年制初等教育が行なわれることになる。それから、国立盲唖学校はソウル盲唖学校と改称(1952年6月)され、さらにソウル盲学校とソウル聾唖学校(今のソウル宣禧学校)とに分離し(1959年4月)、現在に至る。その間、幼稚部、初等部、中等部、高等部、師範科が設けられる。

3. 済生院盲唖部の位置付け

済生院盲唖部の位置付けを知るためには、まず、「日本植民地下の朝鮮における特殊教育とその類似・関連用語」(5)がどのように分類されていたかについてみる必要がある。その一つの方法として、 当時朝鮮総督府や京城府などが発行した文献資料を中心に分析することにする。

『朝鮮社会事業要覧』(朝鮮総督府内務局社会課,1929年度版)では,盲唖部が「私立平壌盲唖学校」(6)とともに「4.特殊教育事業」に分類されている。

『施政25年史』(朝鮮総督府, 1935年) においては、盲唖部が「第1期 寺内総督時代」の「第15教育制度の樹立」ではなく、「第18 民生の向上」のところに記述されている。また、「第6期 宇垣総督時代」の章では「第15 教育」ではなく、「第20 社会施設」というところに児童保護施設(異常児保護)として記述されている。

『朝鮮の社会事業』(朝鮮総督府学務局社会課,1936年度版)では,盲唖部が「第4章 児童保護」の「第3節 特殊児童保護」の中に,私立平壌盲唖学校とともに異常児保護事業として叙述されている。

『京城社会事業便覧』(京城府, 1929年度版)には、盲唖部が「児童保護事業」に分類されており、 その目的として盲唖教育を掲げている。一方, 1932年に発行された同便覧では、「4.特殊教育事業」 と分類されている。

『京城府社会事業要覧』(京城府社会課,1941年度版)では、特殊教育事業となっている。

このように上記のいくつかの関連文献資料を通して見る限りでは、朝鮮総督府済生院盲唖部では、概ね社会事業という枠の中で「特殊教育」及び「異常児保護」の事業が行なわれたと考えられる。だが、その実際においては、どちらかといえば「異常児保護」のほうに比重がおかれていたといえる。前述したように1945年8月に朝鮮が日本植民地から解放されるまで、朝鮮総督府は、盲唖部をあくまでも障害児(者)施設に留めたまま、正規学校にしようとはしなかった。そして、盲唖部の事業拡張についても消極的であった。その裏付けとして、三浦生と和久政志との間に交わされた質疑応答があげられる。すなわち、1933年9月18日三浦は時の盲唖部長であった和久を訪ねるが、そこで交わされた質疑応答の一部を紹介すれば、次のとおりである(引用文の中で、△は三浦のこと、○は和久のこと

を指す)。

△貴部も21年も経過したとなれば、時世に順応して施設経営して貰ひたい事が多いでしようね。 ○全く其の通りである、内地には各府県に盲唖学校及聾唖学校令に依る盲唖学校と云ふものが出来てゐる外、都市には私立盲唖学校がある、夫が朝鮮に於ては盲唖学校として特殊教育機関としての待遇も与へられてゐない、台湾、関東庁に於ても盲唖学校として独立独歩の地位にあるのに十年一日の如く旧態依然たりでは情ない(7)。

さらに、和久盲唖部長は三浦に、「まあ、朝鮮の盲唖教育は此の済生院の盲唖部を唯一枚の看板として『朝鮮でも盲唖教育をやつてゐる』といつたやうな程度ですからね」(8)と、盲唖部の状況を嘆いている。ちなみに、同じ植民地であった台湾の障害児(者)関連の文献(9)をみると、児童保護事業の中で「不具児童教育」として、「台北州立盲唖学校」(10)と「台南州立盲唖学校」(11)とで台湾人の盲唖教育が行なわれた。

4. 済生院盲唖部の教育

(1)朝鮮総督府済生院規則

同規則は全29条及び附則から構成されているが、そのうち盲唖部教育に関する条項をみると、次のとおりである。

同部の目的は、盲者及び瘖唖者に普通教育を施し、その生活に適当なる技能を授けることである (第17条)。生徒は給費生と自費生とに分け、給費生はすべて寄宿させる (第18条)。盲生の教科目は 修身、国語、朝鮮語、算術、音楽及び鍼按等とする (第19条)。瘖唖生の教科目は修身、国語、朝鮮語、算術及び手芸等とする (第20条)。修業年限は盲生科 3 年、瘖唖生科 5 年、盲生の速成科 1 年とする (第21条)。教育課程、教授日数及び毎週授業時間は院長が定め、学年は 4 月 1 日に始まって翌年 3 月 31日に終わる。学科を修了したときは卒業証書を付与する (第22条)。入学年齢は盲生12歳以上、瘖唖生10歳以上とする (第23条)。入学志願者は、その父兄親族又は身元確実なる者 1 名の連署を以て毎年 3 月10日までに入学願書を提出しなければならない (第24条)。入学を許可された者は保証人 1 人と連署の上在学証書を院長に提出しなければならず、その保証人は成年以上の男子にして独立の生計を営む者である (第25条)。中途退学をしようとするときはその事由を記し、出願人及び保証人が連署して退学願書を提出しなければならない (第26条)。院長は、教育上必要と認めるときは戒飭又は停学を命ずることができる (第27条)。生徒の退学は、性行不良にして改善の見込みのない者及び疾病又は能力劣等にして成業の見込みのない者,正当の理由なくして引き続き 1 ヵ月以上欠席した者に対して院長が命ずる (第28条)。

同部の盲本科を1938年に卒業した金千年によれば、同規則のうち、生徒の給費生と自費生の選別 (第18条)は、「済生院側が決めるのではなく、生徒自らが財産の状況を考えて決めた。自費生も食事

代程度を払った」(**)という。また、生徒の退学(第28条)については、「成績が悪くても卒業できたし、甚だしくは点字もわからないまま卒業した生徒もあった。煙草を吸うと叱られてはいたが、退学することはなかった |(**)という。

それでは、盲唖部教育の具体的な状況についてみることにする。

(2)入 学

まず、1913年度から1938年度までの入学の出願者数及び許可数は、次のとおりである。

表1・2に示したように、盲唖部が設けられた1913年度から1923年度までは、大体において多くの

表 1 各年度別入学出願者数

表 2 第 1 学年入学許可状況 (△印は速成科とす)

年別	給費出願		自費出願		合 計			_	年別	盲生科		唖 生 科			合 計			
一一一	男	女	男	女	男	女	計	——————————————————————————————————————	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1913	32	3	6	2	38	5	43		1913	△11	-	△11				△11		△11
1914	19	3	5	1	24	4	28			17	2	19	9	3	12	26	5	31
1915	13	2	3	3	16	5	21		1914	△ 7		△ 7			_	△ 7	_	\triangle 7
1916	8	3	10	2	18	5	23			13	3	16	3	1	4	16	4	20
1917	17	4	12	2	29	6	35		1915	12	1	13	4	4	8	16	5	21
1918	22	4	10	1	32	5	37		1916	12	4	16	3	2	5	15	6	21
1919	16	3	7	3	23	6	29		1917	13	1	14 21	14	3	17	27 27	4 3	31 30
1920	11	1	6	3	17	4	21		1918 1919	18 15	3 3	18	9 5	3	9	20	6	26
1921	39	4	13	7	52	11	63		1919	11	3 1	12	6	3	9	17	4	21
1922	12	2	14	1	26	3	29		1921	25	4	29	19	5	24	44	9	53
1923	15	3	13	5	28	8	36		1922	12	_	12	10	2	12	22	2	24
1924	64	12	11	6	75	18	93		1923	11	2	13	9	3	12	20	5	25
1925	65	10	13	6	78	16	94		1924	8	_	8	12	8	20	20	8	28
1926	68	11	12	5	80	16	96		1925	9	1	10	8	6	14	17	7	24
1927	60	8	8	5	68	13	81		1926	12		12	10	2	12	22	2	24
1928	41	5	9	7	50	12	62		1927	11		11	10	6	16	21	6	27
1929	40	7	12	4	52	11	63		1928	12	1	13	9	5	14	21	6	27
1930	46	4	13	5	59	9	68		1929	11	1	12	10	4	14	21	5	26
1931	42	9	12	5	54	14	68		1930	9	2	11	11	3	14	20	5	25
1932	44	12	11	5	55	17	72		1931	13	2	15	11	5	16	24 23	7 c	31 29
1933	47	11	13	2	60	13	73		1932 1933	12 10	1 2	13 12	11 19	5 4	16 23	29	6 6	35
1934	46	11	8	5	54	16	70		1933	17		17	12	8	20	29	8	37
1935	78	9	9	7	87	16	103		1935	13		13	11	6	17	24	6	30
1936	70	14	20	7	90	21	111		1936	13		13	16	7	23	29	7	36
1937	86	11	19	11	105	22	127		1937	23	_	23	25	8	33	48	8	56
1938	86	11	21	9	107	20	127		1938	24		24	26	7	33	50	7	57
計	1,087	177	290	119	1,377	296	1,673		計	374	34	408	292	113	405	666	147	813

出典: 『朝鮮総督府済生院事業要覧』朝鮮総督府 済生院, 1938年度版 37-38頁。 出典:表1と同じ,38-39頁。

出願者が入学を許可されていたが、1924年度以降は、入学出願者数が急に増えたにもかかわらず、入学許可数はあまり増加していない。そして同じ期間の出願者数と許可数との全体割合からみでも、許可率は5割にも達してない。ゆえに、このような実態に対し、1936年に田中藤次郎盲唖部長は、「(盲唖:筆者)教育機関を増設することが、刻下の急務であると思はれる。現に、当盲唖部の実状より見ても、入学志願者が逐年増加するの傾向に在り、開校以来の入学志願者約1,300人に対し、入学許可数約650人即ち半分位より入学が出来ない状態であつて、殊に昨年の如きは、志願者約100人に対し許可数約30人即ち3分の1にも達しない状況である」(14)としている。また、1937年に朝鮮社会事業協会主事であった今里新藏も、「若し盲唖教育機関を現在の如く京城1箇所に留めて置くとすれば学級増加を行ひ収容人員をうんと殖やす必要がある。……出来得べくば少くとも朝鮮内に5箇所位の盲唖学校が欲しい。理想として将来は各道に設置が望ましいのである」(15)とし、朝鮮における盲唖教育の拡充を求めた。また、入学の際には、別に学力試験は行なわれなかったが、「本人心身の状態及び素行其他保護者の職業並に生活状態等に就ては充分の調査を為し入学拒否の参考 (16)としていた。

ちなみに,「盲唖部生徒教養上の努力事項要覧」⁽¹⁷⁾の中の新入学生銓衡上の注意事項は,①入学年齢の適切,②体格容姿の適否,③自費給費の適否,④障害原因その他生徒の身上に関する教育参考資料の調査となっていた。

このほか、表2の中で1934年から1938年までの女子生徒の統計に注目すべきである。すなわち、唖生科の女子生徒は入学が許可されたのに対し、盲生科の女子生徒は全然許可されていないのである。その理由は、盲生科の女子生徒のいわゆる「恋愛事件」が大きな問題となり、当局が盲生科では女子生徒の入学を全然認めないという方針を決めたからである。その「恋愛事件」について、前記の金千年は次のように記している。

問題は1931年に入学した女子生徒を中心に事件が起こったが、朴錦淑は諸岡という日本人と、金ヨンジャは李ハックと、奥ヒサコは朴ソックという男子生徒と恋愛することとなり、いわば朝鮮の盲人界では最初の国際恋愛事件であった。可哀相に三組とも成功できないまま、狭い盲人教育界に波紋だけを残した。朴錦淑は、機転の利く美貌の女性で、将来が嘱望されたために一応退学とはされたが、同級生が卒業する際に呼んできて卒業証書を授与した。けれども、初恋の痛みがあまりにも大きかったのか、ある海で投身自殺してしまった。この事件は訓導の間でも揉め事となった(18)。

ちなみに、朴錦淑の1934年度卒業の件については、「卒業生名簿」(19)からも確認できる。

(3)教育課程及び毎週教授時間数

盲本科・唖本科の教育課程及び毎週教授時間数は、表3及び表4のとおりである。

盲唖部の設置目的に基づき,両本科ともに国語(日本語)と実科にかなり重点をおき,公民教育と 常識教育という意味において国語の中に地理,理科や農業の諸教材を加えた。さらに,唖本科の4・

表 3 盲本科教育課程及び毎週教授時間数

科目学年	修身	国語・朝鮮語	算 術	唱 歌	体 操	鍼 按	計
第1学年	道徳の 要旨, 作法	発音,点字,単語,短句, 近易なる普通文,読方, 綴方,話方	整数	単音 唱歌	体操, 遊戲	普通按摩(全身)鍼術,(鍼 治法の大意,用管刺法),解 剖大意	
時 間	1	12	4	1	2	16	36
第2学年	同上	近易なる普通文の読方, 綴方,話方	小数, 諸等数	同上	同上	普通按摩術 (按腹), 鍼術 (用管刺法), 灸術(灸治法), 生理の大意, 鍼灸按摩学の大 要(マッサージを含む)	
時 間	1	12	4	1	2	16	36
第3学年	同上	同上	分数, 比例, 歩合算	複音唱歌	同上	マッサージ (全身), 鍼術 (捻鍼刺法), 炎術 (炎治法), 病理衛生大意, 鍼灸按摩 (マッサージを含む), 孔穴学の大要	
時 間	1	12	4	1	2	16	36

出典:表1と同じ,43頁。

表 4 唖本科教育課程及び毎週教授時間数

科目	修身	FT ≥ 1. 72. 古日 4 → ≥ 1.	算 術	体 操	=	手 芸	金工	計
学年	修身	国語及朝鮮語	异 7刊	14 採	図画	裁 縫	亚 工	百
第1学年	道徳の 要 旨 作 法	発音,仮名,日常 須知の文字及近易 なる普通文,読方, 書方,筆談書方	整数	体操, 遊戲	簡易な る形体	(和服)運針法 (洋服)運針法, 手芸	_	
時 間	1	12	5	2		13		33
第2学年	同上	同上	同上	同上	同上	(和服)簡易なる 衣類の縫方 (洋服)同上及用 具使用法,手芸	鋏の練習,簡単な る金工用具 及使用法,簡単な る物品の工作法	
時間	1	12	5	2		15	4	39
第3学年	同上	同上	整数小数	同上	同上	(和服)通常衣類 の縫方 (洋服)同上及端 物類縫方並に手芸	曲尺使用法, ハンダ 蝋付練習, 機械及工 具使用法, 薬品及用 途と注意, 同	
時 間	1	12	4	2		16	9	44
第4学年	同上	同上	諸等数 分 数	同上	同上	(和服) 同上及繕 方裁方 (洋服) 下着類及 通学服縫方	材料名及用途簡単な る型取法,簡単なる 日常用品の工作法及 工作,実習其他修理	
時 間	1	12	4	2		16	15	50
第5学年	同上	同上	比 例 歩合算	同上	同上	(和服)同上 (洋服)同上及毛 織服縫方其他裁 方	同上,用器画及工 作製図	
時 間	1	12	4	2		17	15	51

出典:表1と同じ,44-45頁。

5学年には毎週1時間ずつ珠算をも課した。かくして、教授上の方針は、普通科と実科を問わず反復練習及び応用を重視した。とりわけ、盲生にはその特性上、「実物又は模型等を利用し以て確実なる知識の収得に力め尚実科にありては特に応用方面より見たる仮設的発問を為し之に応じて施術を為さしむる等実際的指導」(20)に重点をおいた。日本「内地」では大工、左官、床屋までも養成していたのに対し、済生院盲唖部唖生の職業教育は、裁縫及び金工(のちに唖本科に加わることになり、1931年4月より実施された)程度であった。障害の特性上、盲生には触覚や聴覚といった感覚機能の向上に力を入れた。唖生の教授方法は手話に中心をおき、口話を加味した形であった。

また, 盲唖生の情操教育のため, 盲本科には唱歌を取り入れて諸種の楽器類を備えており, 唖本科には図画を加えて特に写生に重きをおいた。特に, 盲生に対しては, 「寄宿舎にラヂオ機を備付け毎週2回之を聴取せしむる事とし以て慰安方法の一つ」(21)とした。

したがって、全般的には「健常児」の一般教育と同じく順良な公民の養成を目指しながら、基礎的 な生活自立のための技能を身につけさせたといえる。

一方,教科書は,教員各自が分担編纂したものが用いられていた。また,複式授業が行なわれたので,教師は指導上困難であったと思われる。

前記の金千年は、自らの体験に基づき、当時の盲本科の教育状況を次のように述べている。

国語(筆者注:日本語)は,一般学校では6年間に12巻を習うようになっていたが,盲唖部の 盲本科では、3年間に12巻を終わらせることになり、仕方なく1学年で5巻、2学年で9巻、3 学年で12巻までを習わざるを得なくなり、頭のよい子供たちはその内容を丸暗記した。算術は、 - 6 巻までであったが,その内容がとても難しくて,子供たちは殆ど理解できないまま終わった。 特に、解剖、生理、病理等の科目は、何が何だかわからないまま、ただ時間だけが過ぎ去るとい う具合であった。それもそのはずなのは……朝鮮語もしっかりできない子供たちを前にして,入 学選考という形式で盲唖部長が直接質問する内容は「ここまで歩いてきたか, 乗り物に乗ってき たか」,「1から10まで数えてごらん」と日本語で尋ねると, 側で朝鮮人の先生が通訳してから, ある子供は盲人特有の声で大きく答える一方、またある子供は小さい声で何かぶつぶつと呟くの であった。この程度の学童たちにいきなり1学年1学期から(日本語で)前頭骨,後頭骨という ふうに教えたが、このような言葉は、朝鮮語で教えたとしても何の意味か全くわからない解剖学 の用語であった。……学期は3学期制であった。1学期は4月1日(実際には4月8日頃)に始 まり、7月20日頃に終わり、2学期は9月頃から12月20日まで、3学期は1月20日頃から3月20 日頃までであった。……授業時間は、普通学校に準じて1日6時間で、40分授業、10分休みであっ た。……実習は毎日2時間ずつであったが、その中でも按摩実習はとても厳しかった。……体操 の時間は、先生たちも子供たちも一番嫌がる時間であった。毎日行なわれる単調なラジオ体操、 あるいは裏山を一回りまわってくるのがせいぜいであった。それも時間が余ったら途中で輪になっ て座り, 日向ほっこをした。……3年生になると, 社会へ按摩実習に出させた。家に帰らせて勝 手に実習させたのではなく、寮にいながら、勉強が終わってから、夜注文が入ると順番ごとに出

した。報酬は30銭であった。この金は、いったん盲唖部に預けて、卒業の際にもらった(22)。

(4)卒業者の状況

各年度別の入学者数に対する卒業者数の割合は,前掲の表2と表5とを照らし合わせてみれば,年度によって大きく異なっていたことがわかる。

表5のとおり、1913年の盲唖部開設から1937年までの盲生科卒業者数は、速成科2回及び本科23回を合わせて213名であり、唖生科卒業者数は、21回158名である。

上記の期間において,卒業後の状況(21)をみると,

まず、盲生科卒業者の状況は、医院技工5名、教員2名、鍼按自営181名、上級学校入学2名、死亡23名である。やはり、就職先としては鍼按自営が圧倒的に多いが、都市で自営した者の月収は、大体25円から90円の間であった。そして、マッサージ技工として京城帝国大学病院及び道立医院に勤めた5名には、月額31円50銭から45円程度が支給されたが、さらに通勤後自宅で働いて十数円ほどの副収入をあげていた。

盲人の職業として重要なことは按摩・鍼・灸の免許が済生院盲唖部卒業と同時に無試験でもらえた点である。平壌盲唖学校を始めとする済生院以外の私立盲唖学校の盲人卒業者は、試験を受けて合格しなければならなかった。そのため、私立学校出身の盲人の中には、済生院盲唖部に編入して免許をもらった人もいた。但し、朝鮮で取った免許は日本「内地」では使えなかったが、日本「内地」で取った免許は、日本「外地」の何処でも通用した。盲唖部の設立以降、朝鮮の盲人にとって新しい職業となった按摩・鍼・灸という業種の法的な根拠は、「按摩術、鍼術、灸術営業取締規則」(朝鮮総督府警務総監部令第10号)(26)と「按摩術、鍼術、灸術営業取締規則取扱手続」(朝鮮総督府警務総監部訓令甲第55号)(26)であったが、その骨子は、日本「内地」の「按摩術営業取締規則」(内務省令第10号、1911年8月14日)(26)と「鍼術灸術営業取締規則」(内務省令第11号、1911年8月14日)(27)を元にしたと考えられる。とりわけ按摩は、現在でも韓国では盲人の主な職業の一つであるが、済生院盲唖部を1942年に卒業した李相秦は、按摩教育について、「戦前、戦後を問わず、韓国の盲教育は按摩があったために存在できた。それは裏を返せば、按摩教育にあまり比重が置かれて一般科目の教育が粗忽になってしまった」(26)と語っている。

次に, 唖生科卒業者の状況は, 教員1名, 洋服裁縫職15名, 和服仕立20名, 金工1名, 上級学校入学3名, 大工11名, 自動車修繕工2名, 表具1名, 店員10名, 農業30名, 髪結1名, 家事34名, その他8名, 死亡21名である。そして, 洋服裁縫自営及び洋服店の「職工」や店員として働いた者の月収は, 20円から60円程度であった。盲生科卒業者に比べると, 様々な職に就いたことがわかる。

(5) その他

「生徒の給費と自費の区分及び年齢」(28)についてみると、済生院盲唖部は、朝鮮人のみならず朝鮮に住んでいた日本人も在籍しており、男女共学であったことがわかる。また、前述したように朝鮮総督府済生院規則第23条には、入学年齢が盲生12歳以上、瘖唖生10歳以上となっていた。だが、唖本科の

各学年の入学時の最低年齢は、それぞれ10歳に達していないので、必ずしも入学年齢の制限が守られたとはいえない。

「生徒に対する教師の心得」(30)の中で、とりわけ、①職員は互いに心を同じくして訓育に当たること、すなわち統一された訓育をすること、②上級生徒の訓育に徹底を期すること、を強調した。

5. おわりに

朝鮮総督府が済生院盲唖部を設けた理由は、まず、朝鮮に住んでいた日本人のための按摩が必要であったからである。二番目に、植民地政策の一環としての「社会事業」であった。三番目に、すでに 平壌で盲唖教育を展開していた私立学校に対抗するためであった、などが考えられる。

朝鮮総督府の統計⁽³¹⁾によれば,戦前朝鮮の盲唖者数は,1921年8月現在,盲人数8,773名,唖者数6,865名,1931年5月現在,盲人数11,206名,唖者数10,300名,1938年4月現在,盲人数12,377名,唖者数19,888名である。当時障害者をあまり表に出そうとしなかったことを考慮すれば,実際の数はもっと多かったと思われる。それはともかくこの統計からしても,済生院盲唖部での教育の機会を得た者はごく一部にすぎない。また,日本からの解放後にはすぐ南北分断となり,済生院盲唖部は,しばらく韓国において唯一の盲唖教育機関であった。

当時,朝鮮と日本「内地」における盲唖児(者)政策には格差があった。第1に,済生院盲唖部は学校系統から離れていたのに対し,日本「内地」では,「盲学校及聾唖学校令」(1923年8月 勅令第375号)によって各府県に盲唖学校があって学校系統に属していた。第2に,済生院盲唖部の修業年限は,盲生科3年,唖生科5年,盲生の速成科1年であったのに対し,日本「内地」における修業年限は,盲学校の初等部6年及び中等部4年,聾唖学校の初等部6年及び中等部5年であった。したがって,済生院盲唖部では,終始初等レ

表 5 卒業者各年度別調 (△印は速成科とす)

年別	盲	生	科	哩	生	科	合 計			
十加	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1913	△9	_	△9	_	_	_	△9		Δ9	
1914	$\triangle 6$	_	$\triangle 6$	_	_		$\triangle 6$	_	$\triangle 6$	
1915	8	_	8	_		_	8	_	8	
1916	6	2	8	_	_	_	6	2	8	
1917	6	_	6	5	1	6	11	1	12	
1918	6	1	7	3	_	3	9	1	10	
1919	6	_	6	_	1	1	6	1	7	
1920	7	_	7	3	2	5	10	2	12	
1921	5	1	6	_	_	_	5	1	6	
1922	6	_	6	1	_	1	7	_	7	
1923	7	2	9	. 8	2	10	15	4	19	
1924	11	_	11	4	_	4	15	_	15	
1925	9	1	10	7	_	7	16	1	17	
1926	8	_	8	7	1	8	15	1	16	
1927	7	1	8	6	1	7	13	2	15	
1928	11	- ,	11	9	5	14	20	5	25	
1929	8	_	. 8	8	3	11	16	3	19	
1930	11	_	11	7	2	9	18	2	20	
1931	8	_	8	5	3	8	13	3	16	
1932	11	3	14	6	2	8	17	5	22	
1933	7	1	8	8	4	12	15	5	20	
1934	6	1	7	6	2	8	12	3	15	
1935	9	_	9	8	4	12	17	4	21	
1936	13	_	13	6	3	9	19	3	22	
1937	9	_	9	11	4	15	20	4	24	
計	200	13	213	118	40	158	318	53	371	

出典:表1と同じ,50-51頁。

ベルの教育が行なわれており、修業年限が短かったので、教育効果もあまり期待できなかったし、職業教育の種類にも制限があった。第3に、教科書に関しても、日本「内地」では文部省で作ったものを用いていたが、盲唖部では、教員各自が分担して教科書を編纂していた。

ところで、植民地である朝鮮の盲唖教育と植民本国である日本「内地」の盲唖教育との間で格差があるのは理解できる。しかし、同じ日本の「外地」、すなわち、朝鮮、台湾、「満州」の盲唖教育に格差が生じるのはなぜなのか。たとえば、前述したように朝鮮では唯一の官立盲唖児(者)施設であった済生院盲唖部は、1945年の解放まで正規の学校には至らなかったが、台湾では「台北州立盲唖学校」と「台南州立盲唖学校」があったし、「満州」では日本人の子供向けの「関東庁盲唖学校」があった。このように、普通教育とは違って、日本「外地」における官公立の盲唖教育は地域によって大きな格差があるが、この疑問に答える研究や文献はまだ見当らない。

そこで、あえて仮説を立てて大雑把な説明をしてみると、台湾や「満州」では、「文装的武備論」の 主唱者であり集大成者である後藤新平が活動したので、その思想が障害児(者)教育にも影響を及ぼし たが、朝鮮では彼の活動がなかったし、また彼のような影響力の大きい人物の働き掛けがなかったの で障害児(者)教育が等閑に付された、ということになる。

注

- (1) 今日「日韓併合」という用語が一般的に使われているが、ここでは「韓国併合」と称したい。 その理由は、条約の正式名称が「韓国併合に関する条約」であり、当時「韓国併合」が新聞などを 始めとして広く使われていたため、より適切であると考えられるからである。
- (2) 全8ヵ条となっており、済生院の設立目的のほか、職員や経費などに関する条項が定められている。詳細は、「朝鮮総督府官報」第242号(1911年6月21日付)を参照。
- (3) 全10ヵ条及び附則となっており、朝鮮総督府済生院の目的を始め職員数及び各々の職務事項などに関する条項が定められている。詳細は、「朝鮮総督府官報」号外(1912年3月28日付)を参照。
- (4) 全29ヵ条及び附則となっており、総則及び養育部と盲唖部に関する条項が規定されている。同規則の発布により、「済生院規程」は1913年4月11日限りで廃止されることになった。詳細は、「朝鮮総督府官報 | 号外(1913年4月11日付)を参照。
- (5) これまで日本における戦前の特殊教育とその類似・関連用語についての研究は、いろいろ行なわれてきた。たとえば、小川克正「『特殊教育』概念の変遷」世界教育史研究会編『世界教育史大系33 障害児教育史』講談社、1974年、小川克正「特殊教育理論の形成」津曲裕次外 3 人編著『障害者教育者』川島書店、1985年、茂木俊彦外 2 人『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』多賀出版、1992年、小川克正「特殊教育の最初の用語例とその意味――明治10年代文部省事務分掌規程にみる――」日本特殊教育学会編『特殊教育学研究』第32巻第4号、1995年1月、平田勝政「明治期における『精神薄弱』関係用語・概念の研究――『低能児』概念を中心に――」

日本教育史研究会編『日本教育史研究』第15号, 1996年, 高橋智「戦前の精神病学における『精神薄弱』概念の理論史研究』日本特殊教育学会編『特殊教育学研究』第35巻第1号, 1997年6月, などの研究がそれである。また, 1990年12月, 日本特殊教育学会の中に特殊教育に関する学術用語の整理を目的として「用字・用語検討委員会」が設けられ, 様々な立場からその概念や用法についての検討が盛んに行なわれている。だが, 戦前日本の植民地であった朝鮮や台湾における特殊教育とその類似・関連用語に関する研究, もしくは日本・朝鮮・台湾をともに視野に入れて照らし合わせた研究はまだ見当らない。そこで,今後これらの研究も求められる。これに関する詳しいことは、別の機会に譲りたい。

- (6) アメリカのプロテスタント宣教師であるホール夫人(Rossetta Sherwood Hall, 1865~1951年)によって設立された。しかし、ホールが平壌でいつから「特殊教育」を行ない始めたかについては、見解がいろいろ分かれている(1894・1898・1903・1906年説など)。
- (7) 三浦生「朝鮮総督府済生院盲唖部を訪ふ」朝鮮社会事業協会編『朝鮮社会事業』第11巻10月号, 1933年, 70-71頁。
- (8) 同誌,72頁。
- (9) 台湾総督府文教局編『台湾社会事業要覧』1935·1939·1942年度版。
- (10) 当初,1917年6月に私立台北盲唖学校として医師木村謹吾によって設立されたが,のちに台北 州立盲唖学校と変わり,経営者または代表者は台北州知事となった。
- (11) 当初,1890年2月に盲人の訓育院としてイギリスのプロテスタント宣教師であるウィリアム・キャンベルによって設立されたが,のちに台南州立盲唖学校と変わり,経営者または代表者は台南州知事となった。
- (12) 金千年への聴き取り調査, 1998年11月12日, 韓国浦項(愛の家)にて。
- (13) 注(12)と同じ。
- (14) 田中藤次郎「盲唖と其の教育に就て」朝鮮社会事業協会編 『同胞愛』第14巻12月号,1936年, 10頁。
- (15) 今里新藏「済生院盲唖部参観記(2)附盲唖教育に対する私見」朝鮮社会事業協会編『同胞愛』 第15巻2月号, 1937年, 47頁。
- (16) 朝鮮総督府済生院編『朝鮮総督府済生院事業要覧』1930年度版,46頁。
- (17) 詳細は、同要覧1934年度版の45-47頁を参照。
- (18) 金千年「韓国盲人界実録」教育編〈国内 2〉より(1997年 6 月記録完成, フロッピーディスク)。
- (19) ソウル盲学校編『開校80年史』1993年, 224頁を参照。
- (20) 前掲要覧1935年度版, 41頁。
- (21) 同要覧1935年度版, 44頁。
- (22) 注(18)と同じ。
- (23) 前掲要覧1938年度版の53-54頁に基づくもの。
- (24) 「朝鮮総督府官報」第673号, 1914年10月29日付。

- (25) 「朝鮮総督府官報」第683号, 1914年11月11日付。
- (26) 東京盲学校編『東京盲学校一覧』1916年, 25-27頁。
- (27) 同一覧, 27-29頁。
- (28) 李相秦への聴き取り調査, 1998年9月21日, ソウルの自宅にて。
- (29) 詳細は,前掲要覧1938年度版の40-41頁を参照。
- (30) 詳細は,同要覧1938年度版の46頁を参照。
- (31) 朝鮮盲唖協会編『朝鮮に於ける盲唖と俚諺』1939年,7頁。
 - 【付記】 引用原典中の正字及び漢数字は、当用漢字及びアラビア数字に直した。年号は、西暦で記述した。注についても同様である。

A Study of "Saisei-in" under the Government-General of Korea — Focusing on the "Moa-bu" —

Yong-Sub Kim

The "Moa-bu" (department for the blind, deaf and dumb) in "Saisei-in" (institution for the orphans, blind, deaf and dumb) under the Government-General of Korea was significant to the process of the establishment of "special education" in Korea. The purpose of this study is to give a clear picture of the facts of "special education" provided by the Government-General of Korea. This is done through examination of the process of founding the Moa-bu in Saisei-in; its development, status and education. At the same time it would reveal some unknown aspects of education under Japanese colonial system.

Following major points are discussed in this study:

- 1. Saisei-in was established in 1911 as a part of Japanese colonial policy. It started with only one department to foster orphans. The Moa-bu was added later on. When founded, one objective of Saisei-in was to provide care for orphans and education for the blind, deaf and dumb.
- 2. Primarily documents published by the Government-General of Korea were used to unveil the character of this Moa-bu. It became evident that this Moa-bu served basically to provide "special education" and "protection for abnormal children" within the framework of social work. Actually, it appears to served more or less to protect abnormal children rather than making strides in the field of education.
- 3. The Moa-bu of Saisei-in was the only public institution for the disabled in Korea under Japanese colonial rule. The institution had never been given recognition as a regular school until colonial rule ended in August 1945.
- 4. The educational purpose of the Moa-bu was to provide general education to the blind, deaf and dumb children and help them to acquire necessary skills for daily living. The period required for graduation was three years for the "Mo-honka" (course for the blind), five years for the "A-honka" (course for the deaf and dumb) and one year for the "Sokusei-ka" (crash course for the blind). No entrance examination was there to evaluate academic ability.
- 5. The founding objectives in curriculum reflect a great deal of importance placed on the Japanese language and practical education including vocational skills. The purpose of civics and common knowledge education was served through various materials as geography, science and agriculture which were included in the Japanese language lessons. Practice and practical knowledge applications were emphasized in the teaching policy. According to the nature of their

handicap, practice to enhance sensory motor functions such as touching and hearing were practised for blind students. For teaching deaf and dumb students, sign language was mainly used with some silent mouthing. These findings to educate the students indicate at aiming to be good and obedient citizens; and the institution helped them to acquire basic skills necessary for leading independent lives.

- 6. Most students from the Mo-honka were self-employed after graduation as practitioners of acupuncture and massage; and those from the A-honka were engaged in sewing of western, Japanese clothes or agriculture.
- 7. The students of the Moa-bu (Mo-honka) in Saisei-in were given the license to practice massage, acupuncture, and moxibustion upon graduation without tests. While the students of private schools for the blind, deaf and dumb were required to pass tests to obtain a license.
- 8. The students enrolled in the Moa-bu were not only Koreans but Japanese also those who were living in Korea, and it was co-educational.